

笠岡地区農道離着陸場多面的使用基準

1 運用時間

年末年始（12月29日から1月3日）を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、メンテナンス等で使用できない日を除く。また、管理者が特に必要と認めるときは、運用時間を超えての使用ができる。

2 使用者範囲

損害賠償能力・自主管理能力を有する個人及び団体。損害賠償能力の有無については、ラジコン使用者はラジコン損害賠償保険、車両走行使用者は自動車任意保険等に参加していること等により判断する。また、申請者は使用目的ごとに定めている規約を了承した上で申請するものとし、使用方法については規約を厳守すること。

- ・滑走路，着陸帯，誘導路及びエプロンを損傷させる使用は認めない。
- ・無人航空機（ラジコン，ドローン等）にあつては，施設敷地上空外を飛行する場合は，該当する飛行空域下にある農地の生産者から承諾を得るとともに申請の際は，承諾書の写しを提出すること。
- ・集客イベントなど来場者が多く見込まれるイベントの場合は，農業生産者，周辺通行者，市民，道の駅及び道の駅利用者に迷惑となる行為及び支障がないように，別途定める事業計画書を提出すること。

3 事故等の補償について

万一，使用中に事故等のトラブルが発生した場合は，主催者の責任においてすべて解決するものとし，発生した際の損害等については，笠岡市は一切補償しない。また，事故を発生させた場合は，使用団体または個人に対し当該施設の使用禁止を命じることができる。

4 多面的使用対象施設

貸し出す施設は，滑走路，着陸帯，誘導路及びエプロンとし，管理棟及び倉庫については貸し出さない。また，原則，滑走路を横断する農道より北側の滑走路・着陸帯は多面的使用対象から除外する。ただし，当該地を駐車場として

使用する場合は、農道の交通を封鎖せず、誘導員を配置する等の安全管理を施すことを条件に使用可能とする。

5 施設維持協力金及び車両使用加算金

協力金及び車両使用加算金は、原則、納付書で納付するものとする。なお、使用日に管理事務所、または笠岡市役所農政水産課において現金払いを希望する場合は申し出ること。

車両使用加算金は、滑走路で車両を使用する場合に発生するものとする。ただし、物資の運搬等の移動手段としてのみ使用する場合は発生しないものとする。

	使用区分		使用許可時間	施設維持協力金	車両使用加算金
	多 目 的 の 使 用	平 日	午 前	9 : 0 0 ~ 1 2 : 3 0	15,000 円
午 後			1 3 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0	15,000 円	10,000 円
終 日			9 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0	30,000 円	20,000 円
土 曜 日		午 前	9 : 0 0 ~ 1 2 : 3 0	25,000 円	10,000 円
		午 後	1 3 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0	25,000 円	10,000 円
		終 日	9 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0	50,000 円	20,000 円
日 曜 日 祝 日		午 前	9 : 0 0 ~ 1 2 : 3 0	35,000 円	10,000 円
		午 後	1 3 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0	35,000 円	10,000 円
		終 日	9 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0	70,000 円	20,000 円

6 使用申請及び許可

笠岡地区農道離着陸場の許可を受けようとする者は、あらかじめ笠岡地区農道離着陸場使用許可申請書（様式1）を管理者である笠岡市長（以下「管理者」という。）に提出し、笠岡地区農道離着陸場多面的使用許可書（様式4）をもって、その許可を受ける。

使用者は、許可を受けるにあたって笠岡地区農道離着陸場多面的使用契約書（様式2）による契約を管理者と締結する。

対象施設において車両の使用等をする者は、滑走路内車両運転者一覧（様式3）を使用日当日に管理者に提出する。また、滑走路面上を使用する場合は、様式6を参考に車両の走行距離、停止距離、速度、障害物、安全措置等が記載された利用計画書を申請時に毎回提出すること。

7 使用予定日の予約

使用予定日の予約については、使用予定日の90日前から受付を開始し（閉庁日にあたる場合は、翌開庁日）、先着順で仮予約とする。使用予定日が現在から91日以上先の使用日については原則予約受付をしない。

仮予約後、14日以内の開庁日までに許可申請を行うものとし、申請がなかった場合は、管理者は仮予約の取り消しをすることができるものとする。

8 留意事項

- (1) 当施設は、防災施設として使用されているため、緊急の場合（ドクターヘリ、防災ヘリ等の離着陸）は、一時使用を中断するものとする
- (2) (1)に該当しない航空機の離発着及び駐機は、許可しない。ただし、管理者が特に認める場合はこの限りでない。
- (3) 管理者は離着陸場内での航空燃料等危険物の管理は行わない。

9 施設維持協力金の減免

次に掲げるものは、笠岡地区農道離着陸場施設維持管理協力金減免申請書（様式5）を申請時に添付することで、施設維持協力金及び車両使用加算金を減免することができる。

- (1) 防災活動
- (2) 岡山県及び笠岡市が主催，共催または後援する事業
- (3) 航空機の公的運航
- (4) 教育機関の学生活動等（利益追求以外の活動に限る。観客から観覧料を徴収する等の活動は減免しない。）
- (5) その他管理者が特に認めた場合

1 0 使用許可後の中止及び協力金の返還について

- (1) 使用許可後について使用を中止する場合は，使用しない旨の確認書（様式7）を提出しなければならない。使用許可後に中止する場合でも施設維持協力金及び車両使用加算金（以下「施設維持協力金等」）は納めることとする。納める施設維持協力金等は使用日の31日前の開庁日までの中止の場合は半額，30日前以内の場合は全額とする。ただし，天候・自然災害等使用者に責任が問えない理由で，使用を中止した場合，又は管理者の都合により使用することができなくなった場合は，協力金を返還することができる。
- (2) 第8項第1号の中断の間，使用できなくなった時間について，使用時間の概ね半分が使用不可能となった場合，協力金の半額を返還することができる。

1 1 その他

この基準に定めるもののほか，農道離着陸場の使用に関し必要な事項は笠岡市が別に定める。